

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定によって、豊田郡大崎上島町所在の大崎東地区農用地造成区域県営土地改良事業（農用地造成事業）の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この換地計画が定められたことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの換地計画の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和五年八月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 縦覧期間

令和五年八月七日から令和五年八月二十八日まで

二 縦覧場所

大崎上島町役場